

2018年8月6日

2018年度北海道地域最低賃金改正に関する事務局長談話

日本労働組合総連合会北海道連合会
事務局長 杉山 元

北海道最低賃金審議会(以下「審議会」)は、8月6日、2018年度の北海道最低賃金を現行の810円から25円引き上げて835円に改正し、10月1日から発効することで結審した。

本年度の審議に際して労働者側は、「雇用戦略対話合意」「ニッポン一億総活躍プラン」「働き方改革実行計画」等において示されている、「全国加重平均1,000円を目指す」に配慮した審議と合わせ、目安の25円にこだわらない大幅な引き上げとすることや早期の発効とすることなど、雇用形態に関わらず、働いて得た賃金で家族とともに生活し、将来展望を描くことができる社会を実現することを強く求めた。

これに対して使用者側は、「目安は合理的な数値根拠に基づくものではなく、政府の意向によるもの」として、「毎年機械的に引き上げるのではなく、名目GDP成長率が3%に達しない場合は、それを考慮すべき」と、北海道の実態や特性に配慮した審議と額の提示に固執した。

審議会での議論は累次にわたり、労働者側は改定額1,000円、使用者側は中小企業の賃金改定の実態を示している賃金改定状況調査「第4表」に基づき、目安を大幅に下回る金額を示すなど、支払能力を前面に主張し、労使譲らない激しい審議が続く中、労働者側は、2018春闘における時間給労働者の引き上げ額である29円を提示し歩み寄りの姿勢を示したが、使用者側から提示される金額との乖離が大きく、公益側から「中央最低賃金審議会から示された目安などを考慮する必要もあり、目安に基づく25円の引き上げ」が提案され、最終的に使用者側が反対したものの、公益・労働者側の賛成多数により結審した。

本年度の改定については、改定額835円で2,000時間働いたとしても年収200万円に達せず、最低賃金法第1条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」を達成するための生活できる賃金水準からして十分な改定額とは言えないこと、人手不足がますます深刻化する中、都市部との格差拡大は働き手の流出に直結しており、この状況を早急に是正しなければ地方における中小・零細企業の労働力確保・事業継続は困難であること、連合が求める「誰でも1,000円」との目標と乖離がある等、解決しなければならない課題が多いものの、現行の時間額表示に一本化された2002年以降、最も高い引き上げ額であることや、引き上げに伴い非正規労働者の34.710%、実に三人に一人の賃金引き上げに反映されること、さらに、昨年に引き続き10月1日発効で結審したことは評価できる。

本年度の北海道地域最低賃金改定の闘いは収束を図るが、5月から6月にかけて全道を駆け巡った「クラシノソコアゲ応援団!RENGOキャンペーン」、地方議会における意見書採択、審議会ヤマ場に向けたFAX行動・集会などの取り組みに協力いただいたことに感謝申し上げますと共に、今後は特定(産業別)最低賃金の引き上げと、改正された最低賃金の履行確保、法令遵守、更には政府による中小企業に対する各種支援策の拡充を求めていくこととする。

以 上